那覇市子ども・子育て支援事業計画
平成 30 年 2 月改定版（案）

計画期間：平成 30 年 4 月～平成 32 年 3 月

はじめに

【計画改定の主旨】

平成 27 年度に施行された子ども・子育て支援新制度では、就学前のこどもの教育・保育に対する利用ニーズ（量の見込み）と、利用ニーズに対する提供体制の確保方法と実施時期(確保方策)を定めるとともに、地域子ども・子育て支援事業に対する量の見込みと確保方策を定める市町村子ども・子育て支援事業計画を策定することとなりました。

本市では、保育所等利用待機児童の解消や教育・保育の総合的な提供などを目指し、平成 27 年度から平成 31 年度までを計画期間とする「那覇市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

計画策定にあたっては、児童数の推計や保護者に対するニーズ調査の結果を基に量の見込みを算出しましたが、策定から 2 年が経過し、その値と実際の利用状況との間に差が生じています。

国の基本指針は、「教育・保育の支給認定を受けた人数(実績値)が、量の見込みと大きくかい離している場合には、見直しが必要」としています。本市においても、この計画をより実態に沿うものとし、適切な確保方策を実施するため、中間年である平成 29 年度に量の見込み及び確保方策の見直しを行いました。

見直しにあたっては、本市の「子ども・子育て支援のビジョン」を示したうえで、内閣府が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方（作業の手引き)」を踏まえ、今後の児童数の推計と実績値を基に、認可外保育施設の利用状況など本市の特殊事情を勘案して量の見込みを見直しました。さらに、提供地区ごとの状況を勘案しながら、確保方策についても見直しを行いました。

また、地域子ども・子育て支援事業については、事業の実施状況や利用状況等を踏まえ、必要に応じて、見直しを行いました。

【計画の改定箇所】

計画の改定箇所は、次のとおりです。

第４章　量の見込み及び確保方策

【子ども・子育て支援のビジョン】を挿入しました。

３．将来人口推計

４．量の見込み

第６章　計画の推進

３．今後の課題

（用語解説）

教育・保育：

「教育」は幼稚園やこども園で提供される「教育」、「保育」は、保育所やこども園、小規模保育事業などの地域型保育事業で提供される「保育」のことです。新制度では、両者をあわせて「教育・保育」としています。

量の見込み：

新制度では、同制度に基づき提供する事業に対する利用ニーズを「量の見込み」としています。

確保方策：

新制度では、量の見込み(利用ニーズ)に対し、施設・事業を利用できる定員や受入数などの提供体制と、これらの提供体制が整う時期を「確保方策」としています。

保育所と保育園：

児童福祉法第 39 条第 1 項は、「保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設」としています。

この計画では、市内私立保育所に限定して表現する場合、市内の私立保育所は「〇〇保育園」の名称を使用していますので、「保育園」とします。

第４章　量の見込み及び確保方策

子ども・子育て支援のビジョン
――　子ども・子育て支援事業計画の目指す姿　――

那覇市子ども・子育て支援事業計画は、「子どもの笑顔が輝き、子育てに夢が広がるまち」を計画の理念として掲げ、未来を担うこども達が、いつでも、どこでも、きらきらと輝く笑顔で暮らせるように、優しさと安心感にあふれた子ども・子育て支援を目指すこととしています。（「第３章　計画の基本的な考え方」参照）

こども達は、人・もの・事象・自然・社会・地域との関わりの中で、自ら考え、生活や遊びを作り出し、豊かな人生を拓く「生きる力」を身につけていきます。その成長段階に応じ、身近な人と親しみ、関わりを深めながら身の回りの活動を行うことにより、自立心が芽生えてきます。言葉でのやり取りを楽しみながら、知的好奇心を高め、集団生活への歩みを進めていきます。お友達や大人とのかかわりの中で様々な遊びを重ねながら、学校生活に向けた自信と自立、育ちをつないでいきます。

このようなこども達の輝く笑顔と、夢の広がる子育ての実現に向け、子ども・子育て支援事業計画策定以後、施設・事業を運営する事業者や地域の団体、行政が連携を強化し、子ども・子育て支援に係る充実した事業を展開しています。

子ども・子育て支援事業計画の策定時、500人を超えていた保育所等利用待機児童はすでに解消し、こどもと保護者が希望する場合には、その時期、地域を問わず、きょうだい児がそろって希望する施設・事業を利用することが可能になりました。

3歳以上児の教育・保育は、改定された教育・保育要領などにより、保育所、こども園などの施設にかかわらず充実した教育・保育が実施されています。保育所における5歳児までの定員の拡充や、保育所や幼稚園のこども園への移行により、利用を希望するすべてのこども達がこれらの施設を利用することができます。

小学校に併設されたこども園等を中心に、地域の保育所・こども園・幼稚園との連携が図られています。また、小学校との連携を図る沖縄独特の取組みが進み、0歳から5歳までの教育・保育の連続性が確保され、「小１プロブレム」の課題も解消されつつあります。更に、障がいの有無にかかわりなく、生活している地域において教育・保育を受けられる環境が整っています。

また、確保が難しかった保育士や保育教諭は、賃金の改善だけでなく、保育士配置基準の見直しなどによる質の向上と同時に負担軽減が図られ、各施設の特徴を踏まえた職場づくりで働きやすい環境が整い、乳幼児の成長に関わる職業として確立しています。

家庭保育の世帯に対する支援は、妊娠期から子育て期にわたる支援を継続して担う子育て世代包括支援センターが核となり、こども園や子育て支援センターが身近な相談窓口、地域の活動拠点として機能しています。保育所等における一時預かり事業のほか、ファミリー・サポートセンターや病児・病後児保育など、すべてのこども・保護者に対する支援事業が行われ、小学生を対象とする放課後児童クラブも、子ども教室との一体的な取組みで小学校施設の活用が進み、こども達の放課後の安全・安心な環境が確保されています。

公立施設では、養育に困難を抱えている場合や経済的に厳しい世帯の支援に関わる職員のほか、専門的な知識経験を有する職員を育成し、各施設への支援体制を整えています。集合研修や公開保育などの実践的な研修のほか、施設職員や保護者に対する相談支援などを行い、教育・保育の質の向上に向けた取組みの中心となっています。

また、施設運営等に関する指導監督を担う職員を育成し、その適正な実施を担保するとともに、本市全体の教育・保育の質の向上に向けた取組みを推し進めています。

「こども」の漢字等表記について：本計画においては、基本的に「こども」という平仮名の表記を行います。ただし、法令等や事業名称等で「子ども」として表記されている場合は、「子ども」として表記しています。

１．教育・保育提供計画

現計画のとおり

２．教育・保育提供区域の設定

現計画のとおり

３．将来人口推計

(1)　推計方法

平成 30 年度及び平成 31 年の児童数の推計は、平成 29 年度の本市人口統計の児童数を基にコーホート要因法により行いました。

なお、市内では、人口推計に影響すると思われる次のような整備開発等の予定がありますが、平成 31 年度までの計画期間中においては、影響を及ぼさないと推察したため、今回の見直しにあたっては考慮しないこととしました。

①　モノレールの延伸

②　市営住宅の建て替え（石嶺、宇栄原、大名）

③　農連市場地区の整備事業

ア　多子世帯（18 歳未満のこども 3 人以上）対象とした市営住宅の建設　70 戸

イ　民間マンションの建設　108 戸

(2)　コーホート変化率法に基づく人口推計の補正の考え方　削除

(3)　将来児童数の推計結果

改定前

児童数の推計結果　　単位:人

		平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
那覇市全体	就学前児童合計(0-5歳)	19,809	19,554	19,173	18,954	18,558
	0歳	3,150	3,098	3,052	3,002	2,949
	1・2歳	6,623	6,429	6,316	6,218	6,121
	3-5歳	10,036	10,027	9,805	9,734	9,488
	小学生低学年(6-8歳)	10,054	10,032	10,196	10,042	10,036
	小学生高学年(9-11歳)	10,082	10,124	9,999	10,084	10,064
	対象児童　総計(0-11歳)	39,945	39,710	39,368	39,080	38,658
本庁地区	就学前児童合計(0-5歳)	5,800	5,656	5,543	5,418	5,271
	0歳	920	897	877	855	835
	1・2歳	1,944	1,881	1,834	1,792	1,750
	3-5歳	2,936	2,878	2,832	2,771	2,686
	小学生低学年(6-8歳)	2,948	2,976	2,991	2,939	2,880
	小学生高学年(9-11歳)	2,925	2,925	2,924	2,956	2,982
	対象児童　総計(0-11歳)	11,673	11,557	11,458	11,313	11,133
真和志地区	就学前児童合計(0-5歳)	6,486	6,520	6,424	6,408	6,287
	0歳	1,076	1,066	1,056	1,042	1,028
	1・2歳	2,213	2,139	2,115	2,095	2,071
	3-5歳	3,197	3,315	3,253	3,271	3,188
	小学生低学年(6-8歳)	3,209	3,165	3,254	3,213	3,334
	小学生高学年(9-11歳)	3,144	3,189	3,176	3,284	3,240
	対象児童　総計(0-11歳)	12,839	12,874	12,854	12,905	12,861
首里地区	就学前児童合計(0-5歳)	3,257	3,171	3,090	3,054	2,979
	0歳	481	469	462	454	444
	1・2歳	1,046	1,009	985	965	950
	3-5歳	1,730	1,693	1,643	1,635	1,585
	小学生低学年(6-8歳)	1,790	1,790	1,821	1,799	1,761
	小学生高学年(9-11歳)	1,950	1,953	1,895	1,835	1,835
	対象児童　総計(0-11歳)	6,997	6,914	6,806	6,688	6,575
小禄地区	就学前児童合計(0-5歳)	4,266	4,207	4,116	4,074	4,021
	0歳	673	666	657	651	642
	1・2歳	1,420	1,400	1,382	1,366	1,350
	3-5歳	2,173	2,141	2,077	2,057	2,029
	小学生低学年(6-8歳)	2,107	2,101	2,130	2,091	2,061
	小学生高学年(9-11歳)	2,063	2,057	2,004	2,009	2,007
	対象児童　総計(0-11歳)	8,436	8,365	8,250	8,174	8,089

改定後

単位：人

		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
那覇市全体	就学前児童合計(0-5 歳)	19,744	19,451	18,993
	0 歳	3,070	3,010	2,942
	1・2 歳	6,507	6,393	6,211
	3―5 歳	10,167	10,048	9,840
	小学生低学年（6-8 歳）	10,260	10,166	10,124
	小学生高学年(9-11 歳)	10,035	10,042	10,043
	対象児童総計(0-11 歳)	40,039	39,659	39,160
本庁地区	就学前児童合計(0-5 歳)	5,773	5,605	5,410
	0 歳	872	876	851
	1・2 歳	1,906	1,830	1,736
	3―5 歳	2,995	2,900	2,823
	小学生低学年（6-8 歳）	3,125	3,106	3,077
	小学生高学年(9-11 歳)	2,966	3,013	3,064
	対象児童総計(0-11 歳)	11,864	11,725	11,551
真和志地区	就学前児童合計(0-5 歳)	6,387	6,327	6,180
	0 歳	1,043	1,037	1,014
	1・2 歳	2,149	2,124	2,040
	3―5 歳	3,195	3,166	3,126
	小学生低学年（6-8 歳）	3,028	2,971	3,006
	小学生高学年(9-11 歳)	3,025	3,029	2,935
	対象児童総計(0-11 歳)	12,440	12,327	12,121
首里地区	就学前児童合計(0-5 歳)	3,221	3,184	3,109
	0 歳	451	438	428
	1・2 歳	1,015	1,000	974
	3―5 歳	1,755	1,746	1,707
	小学生低学年（6-8 歳）	1,915	1,909	1,872
	小学生高学年(9-11 歳)	1,938	1,893	1,937
	対象児童総計(0-11 歳)	7,074	6,986	6,916
小禄地区	就学前児童合計(0-5 歳)	4,363	4,334	4,294
	0 歳	704	659	649
	1・2 歳	1,437	1,439	1,461
	3―5 歳	2,222	2,236	2,184
	小学生低学年（6-8 歳）	2,192	2,180	2,169
	小学生高学年(9-11 歳)	2,106	2,107	2,107
	対象児童総計(0-11 歳)	8,661	8,621	8,570

４．量の見込み

(1)　算出の考え方

「教育・保育」の「量の見込み」は、支給認定区分、教育・保育提供区域、年度ごとに、次の計算式により算出しました。

・支給認定区分

ア　1号認定　3歳以上の教育を希望するこども

イ　2号認定　3歳以上の保育を必要とするこども

ウ　3号認定　3歳未満の保育を必要とするこども

・教育・保育提供区域

ア　本庁　　イ　真和志　　ウ　首里　　エ　小禄

・計算式　量の見込み　＝　推計児童数　×　補正後の支給認定割合

また、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとの「量の見込み」は、この算出式の考え方を基本として、事業ごとに算出の考え方を示すこととします。

なお、補正後の支給認定割合は、平成 29 年 4 月現在の児童のうち、教育・保育の支給認定を受けた児童の支給認定割合を、支給認定区分ごとの事情を考慮して補正し、算出したものです。

支給認定割合及び補正後の支給認定割合は、次のとおり算出しました。

①　児童数

平成29年度の児童数を支給認定割合を算出する際の基礎とします。

【H29.04の年齢ごと児童数(人口)】　　単位：人

年齢	0歳	1 歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
児童数	3,070	3,263	3,244	3,378	3,445	3,344	19,744

②　実績値

年齢ごとに、平成29年4月時点で支給認定を受けた児童数(以下「認定児童数」という。)を実績値とします。

【H29.04の年齢ごと実績値】　　単位：人

認定区分・年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
1号認定				355	632	920	1,907
2号・3号認定	802	1,870	1,953	2,032	2,164	2,198	11,019
計	802	1,870	1,953	2,387	2,796	3,118	12,926

＊　2号・3号認定の認定区分は、3歳未満は3号認定、3歳以上は2号認定です。(以下の表で同じです。)

③　支給認定割合の算出

年齢ごとに、児童数に対する実績値の割合を算出し、支給認定割合とします。

【支給認定割合(実績値/児童数)】　　単位：%

認定区分・年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
1号認定				10.5	18.3	27.5	18.8
2号・3号認定	26.1	57.3	60.2	60.2	62.8	65.7	55.8
計	26.1	57.3	60.2	70.7	81.2	93.2	65.5

④　支給認定割合の補正

教育・保育の「量の見込み」を算出するにあたっては、本市特有の考慮を必要とする事情があるものと思慮されることから、認定区分ごと、年齢ごとに次の事情を考慮して支給認定割合を補正し、補正後の支給認定割合を設定します。

なお、国の示した「作業の手引き」では、女性就業率80パーセントに対応できる保育の受け皿を整備することを踏まえて補正を行うこととされていますが、本市の女性就業率は、平成28年度で78パーセントに達していることから今回の見直しにあたっては考慮しないこととしました。

ア　1号認定及び2号認定(3歳児、4歳児、5歳児)

県内では、3歳児、4歳児の教育施設の整備の遅れなどから、3歳以上児の教育・保育施設(幼稚園、こども園及び保育所)の利用割合に他都

道府県との格差がみられます。また、今後、こども園の増加が見込まれることなどから、3歳以上児における教育・保育施設の利用ニーズは、高まることが想定されます。

これらの事情を考慮し、教育・保育施設に係る全国の平均利用割合を3歳以上児に係る1号認定及び2号認定を合計した補正後の支給認定割合とします。

なお、2号認定の支給認定割合は、3歳児は後述する2歳児の補正後の支給認定割合と、4歳児、5歳児は実績値に基づき算出した5歳児の支給認定割合とします。また、1号認定の支給認定割合は、3歳以上児の補正後の認定割合と2号認定の支給認定割合の差とします。

【1号認定及び2号認定(3歳以上児)の補正後の支給認定割合】　単位:%

区分　　年齢	3歳	4歳	5歳
実績値による支給認定割合	70.7	81.2	93.2
全国平均利用割合	86.1	93.9	96.5
3歳以上児の補正後の支給認定割合	**86.1**	**93.9**	**96.5**
2号認定の補正後の支給認定割合	64.8	65.7	65.7
1号認定の補正後の支給認定割合	21.3	28.2	30.8

イ　3号認定(0歳児)

0歳児の認定児童数は、新たに保育の利用を希望する乳児の増加に伴い、年度当初から年度末に向けて増加することから、平成29年10月時点の入所児童数と待機児童数の合計人数1,388人（暫定値）を基礎数とします。

ただし、本市においては１歳児からの入所が困難との認識から０歳児から入所申し込みをする傾向があることから今後1歳児の定員枠を十分確保することで、1歳児まで家庭保育をする場合が増えることを想定し、基礎数から１５％程度を減じ補正後の支給認定割合(38.4%)とします。

【0歳児の補正後の支給認定割合】　　単位：人

区分　　年月	H29.10
入所児童数	1063
待機児童数	325
計(基礎数)	1,388
0歳児の児童数　a	3,070
基礎数の85%の人数 b	1,180
補正後の支給認定割合 b/a	**38.4%**

ウ　3号認定(1歳児、2歳児)

本市では、認可外保育施設を利用する子育て世帯が多いことから、認可外保育施設を利用する児童を考慮します。

具体的には、認可外保育施設を利用する児童のうち、認可外保育施設の利用を希望していると想定される児童や保育を要しないと想定される児童､2歳児では転園などの保育環境の変化を望まない場合などの児童を除いた児童は、本来支給認定を受けることができる未認定児童と考えられます。

このため、実績値に、未認定児童の児童数を加えた児童数による割合を補正後の支給認定割合(1歳児62.9%、2歳児64.8%)とします。

【1歳児、2歳児の補正後の支給認定割合】　　単位：人

区分　　年齢	1歳	2歳
認可外保育施設利用児童　a	361	448
未認定児童　b	184	149
実績値+未認定児童　c	2,054	2,102
児童数 d	3,263	3,244
補正後の支給認定割合c/d	**62.9%**	**64.8%**

(2)　教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業別の教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は、「量の見込み」の算出単位であると同時に、提供施設等が不足する際の確保方策の検討単位となります。前述の検討の結果から、行政区(4 区域)を基本としながら、地区ごとの「量の見込み」及び確保方策の検討に適さない事業については、那覇市全域を対象にするものとし、以下の表に整理します。

		行政区 (4 区域)	那覇市 (1 区域)
教育・保育	1 号認定(3 歳～5 歳)	○	
	2 号認定(3 歳～5 歳)	○	
	3 号認定(0 歳～2 歳)	○	
地域子ども・子育て支援事業	時間外保育事業	○	
	放課後児童健全育成事業		**○**
	子育て短期支援事業		○
	地域子育て支援拠点事業	○	
	一時預かり事業	○	
	病児保育事業		○
	ファミリー・サポート・センター事業		○
	利用者支援事業		**○**
	乳児家庭全戸訪問事業		○
	養育支援訪問事業		○
	妊婦健康診査事業		○
	実費徴収に係る補足給付を行う事業		○
	多様な主体が本制度に算入することを促進するための事業		○
	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業		○

(3)　潜在的家庭類型の割合　削除

(4)　量の見込みの補正について　削除

改定前

(5)　量の見込み及び確保の方策について

改定後

(5)　量の見込み及び確保の方策について

幼稚園やこども園で提供される「教育」と、保育所やこども園、小規模保育事業などで提供される「保育」に係る量の見込み(利用ニーズ)と確保方策(利用ニーズに対する提供体制の確保と実施時期)のほか、時間外保育事業や放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)などの地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保方策は、以下のとおりです。

教育・保育では認定区分(3 号認定については、0 歳児と 1 歳児・2 歳児)ごとに、地域子ども・子育て支援事業では事業ごとに、見直し後の表とともに、量の見込みと確保方策の修正理由及びその根拠、確保方策の内容を記載しました。

教育・保育に係る見直し後の表では、見直し計画の策定時点における公立幼稚園のこども園移行計画や、認可保育園等の整備計画による定員数を「整備の現況」として表示しました。また、「確保方策」では、定員の調整など「確保方策の内容」として示した方策により、量の見込みに応じて確保する定員数を記載しました。

なお、平成 29 年 6 月に国から公表された「子育て安心プラン」における「平成 32 年度末までに待機児童を解消する」との方針を勘案し、平成 31 年度には、量の見込みに応じた確保方策を実施することとしました。

改定前

教育・保育

１号認定

対　象：満３歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合(教育標準時間認定)

利用先：幼稚園、認定こども園

【現状値】H26.5 月の園児数　那覇市幼稚園 2,745 人 私立幼稚園 707 人

1号認定及び2号認定(教育ニーズ)　　単位:人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全体	①量の見込み	3,780	3,767	3,684	3,654	3,561
	②確保方策	4,007	4,112	4,112	4,112	4,112
	②－①	**227**	**345**	**428**	**458**	**551**
本庁地区	①量の見込み	1,187	1,164	1,146	1,121	1,087
	②確保方策	1,365	1,365	1,365	1,365	1,365
	②－①	**178**	**201**	**219**	**244**	**278**
真和志地区	①量の見込み	1,045	1,083	1,063	1,069	1,042
	②確保方策	1,020	1,090	1,090	1,090	1,090
	②－①	**−25**	**7**	**27**	**21**	**48**
首里地区	①量の見込み	706	692	671	668	647
	②確保方策	830	830	830	830	830
	②－①	**124**	**138**	**159**	**162**	**183**
小禄地区	①量の見込み	841	828	804	796	785
	②確保方策	792	827	827	827	827
	②－①	**−49**	**−1**	**23**	**31**	**42**

【確保方策の内容】
真和志地区及び小禄地区における不足分については、既存の公立幼稚園における活用可能な教室等を利用することにより確保します。

※「２号認定(教育ニーズ)については、現在、本市においては認定こども園が無い事などを踏まえ、１号認定に量の見込み及び確保方策の数値を合算している。

改定後

教育・保育

１号認定　（教育標準時間認定）

【対象】　満３歳以上で、幼稚園やこども園での教育を希望する場合

【実績値（平成 29 年 4 月　幼稚園については 5 月）】

那覇市立幼稚園 632 人（月極め預かり保育利用児童数を除く）、 私立幼稚園 961 人、こども園 314 人　計 1,907 人

１号認定　　単位：人

		平成 30 年度	平成 31 年度
市全体	①量の見込み	2,699	2,638
	②整備の現況	2,622	2,413
	③確保方策	2,486	2,706
	③－①	-213	68
本庁地区	①量の見込み	780	756
	②整備の現況	829	758
	③確保方策	784	786
	③－①	4	30
真和志地区	①量の見込み	851	835
	②整備の現況	752	693
	③確保方策	771	852
	③－①	-80	17
首里地区	①量の見込み	471	461
	②整備の現況	555	547
	③確保方策	465	477
	③－①	-6	16
小禄地区	①量の見込み	597	586
	②整備の現況	486	415
	③確保方策	466	591
	③－①	-131	5

【修正理由・根拠等】

当初計画策定時は、保育が必要で幼稚園を希望する児童を「2 号認定（教育ニーズ）」としましたが、認定区分を明確にするため、預かり保育を利用する児童を 2 号認定、利用しない児童を 1 号認定と整理する必要があります。

量の見込みは、作業の手引きを参考に、実績値を踏まえ、潜在的なニーズを含めたより実態に近い量の見込みとするため、全国の施設利用割合により算定しました。

【確保方策の内容】

公立幼稚園の認定こども園への移行を進めるとともに、保育園のこども園移行の動向及び支給認定割合の動向を踏まえた１号認定及び２号認定の定員の調整などにより、必要な量を確保します。

改定前

２号認定

対　象：満３歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合（保育認定）

利用先：保育所、認定こども園

【現状値】H26.4 月認可保育所入所児童数人 3,835 人（3～5 歳の合計）

単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全体	①量の見込み	5,112	5,113	5,002	4,966	4,839
	②確保方策	4,232	4,696	5,064	5,064	5,064
	②－①	**−880**	**−417**	**62**	**98**	**225**
本庁地区	①量の見込み	1,566	1,535	1,511	1,478	1,433
	②確保方策	1,338	1,452	1,526	1,526	1,526
	②－①	**−228**	**−83**	**15**	**48**	**93**
真和志地区	①量の見込み	1,739	1,804	1,770	1,780	1,734
	②確保方策	1,339	1,548	1,781	1,781	1,781
	②－①	**−400**	**−256**	**11**	**1**	**47**
首里地区	①量の見込み	893	874	848	844	819
	②確保方策	824	898	875	875	875
	②－①	**−69**	**24**	**27**	**31**	**56**
小禄地区	①量の見込み	914	900	873	864	853
	②確保方策	731	798	882	882	882
	②－①	**−183**	**−102**	**9**	**18**	**29**

【確保方策の内容】

認可保育所の創設、分園の設置、増改築による利用定員の拡大、認定こども園の普及整備により、「待機児童解消加速化プラン」が目指す平成 29 年度末までに不足分を確保します。

改定後

２号認定　（保育認定）

【対象】　満３歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育所やこども園での保育を希望する場合

【実績値(平成 29 年 4 月)】

保育所 4,381 人、那覇市立幼稚園月極め預かり保育利用 1,188 人、こども園 770 人、小規模保育事業特例利用 1 人、未利用 54 人　計 6,394 人

2 号認定　　単位：人

		平成 30 年度	平成 31 年度
市全体	①量の見込み	6,572	6,436
	②整備の現況	6,038	7,034
	③確保方策	6,447	6,697
	③－①	**-125**	**261**
本庁地区	①量の見込み	1,896	1,846
	②整備の現況	1,779	2,137
	③確保方策	1,904	1,881
	③－①	**8**	**35**
真和志地区	①量の見込み	2,071	2,044
	②整備の現況	1,999	2,276
	③確保方策	2,085	2,202
	③－①	**14**	**158**
首里地区	①量の見込み	1,143	1,117
	②整備の現況	1,024	1,226
	③確保方策	1,114	1,156
	③－①	**-29**	**39**
小禄地区	①量の見込み	1,462	1,429
	②整備の現況	1,236	1,395
	③確保方策	1,344	1,458
	③－①	**-118**	**29**

【修正理由・根拠等】

当初計画策定時は、保育が必要で幼稚園を希望する児童を「2 号認定(教育ニーズ)」としましたが、認定区分を明確にするため、預かり保育を利用する児童を 2 号認定、利用しない児童を 1 号認定と整理する必要があります。

量の見込みは、作業の手引きを参考に、実績値を踏まえ、潜在的なニーズを含めたより実態に近い量の見込みとするため、全国の施設利用割合により算定しました。

【確保方策の内容】

公立幼稚園の認定こども園への移行を進めるとともに、保育園のこども園移行の動向及び支給認定割合の動向を踏まえた 1 号認定及び 2 号認定の定員の調整などにより、必要な量を確保します。

改定前

３号認定　（０歳）

対　象：満３歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合（保育認定）

利用先：保育所、認定こども園、地域型保育

【現状値】H26.4 月認可保育所入所児童数 3,587 人（0～2 歳の合計）

０歳の３号認定（認定こども園+保育所+地域型保育）　　単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全体	①量の見込み	1,189	1,168	1,151	1,131	1,111
	②確保方策	954	1,145	1,204	1,204	1,204
	②－①	**−235**	**−23**	**53**	**73**	**93**
本庁地区	①量の見込み	336	328	320	312	305
	②確保方策	307	370	335	335	335
	②－①	**−29**	**42**	**15**	**23**	**30**
真和志地区	①量の見込み	309	306	303	299	295
	②確保方策	282	327	318	318	318
	②－①	**−27**	**21**	**15**	**19**	**23**
首里地区	①量の見込み	270	263	260	255	249
	②確保方策	183	214	266	266	266
	②－①	**−87**	**−49**	**6**	**11**	**17**
小禄地区	①量の見込み	274	271	268	265	262
	②確保方策	182	234	285	285	285
	②－①	**−92**	**−37**	**17**	**20**	**23**

【確保方策の内容】

認可保育所の創設、分園の設置、増改築による利用定員の拡大、認定こども園の普及整備により、「待機児童解消加速化プラン」が目指す平成 29 年度末までに不足分を確保します。

改定後

３号認定　（０歳）（保育認定）

【対象】　満３歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育所、こども園、地域型保育事業所での保育を希望する場合

【実績値(平成 29 年 4 月)】

0 歳児　保育所 671 人、こども園 36 人、小規模保育事業 19 人、事業所内保育事業 18 人、未利用 58 人　計 802 人

0 歳の 3 号認定（保育所、認定こども園、地域型保育事業）単位：人

		平成 30 年度	平成 31 年度
市全体	①量の見込み	1,156	1,130
	②整備の現況	1,145	1,152
	③確保方策	1,167	1,183
	③－①	**11**	**53**
本庁地区	①量の見込み	337	327
	②整備の現況	352	344
	③確保方策	352	344
	③－①	**15**	**17**
真和志地区	①量の見込み	398	390
	②整備の現況	355	370
	③確保方策	366	390
	③－①	**-32**	**0**
首里地区	①量の見込み	168	164
	②整備の現況	206	200
	③確保方策	206	200
	③－①	**38**	**36**
小禄地区	①量の見込み	253	249
	②整備の現況	232	238
	③確保方策	243	249
	③－①	**-10**	**0**

【修正理由・根拠等】

量の見込みは、作業の手引きを参考に、平成 29 年 10 月現在の実績値などを考慮し、実態に近い数値とするため、見直しを行うものとします。

【確保方策の内容】

整備の現況においては、市全体として概ね、量の見込みを確保しつつありますが、地区ごとの量の見込みに留意し、必要な地区には、年齢ごとの定員の調整などをするほか、必要な施設の開設・事業の実施を検討します。

改定前

３号認定（１・２歳）

１・２歳児の３号認定(認定こども園+保育所+地域型保育)　単位：人

対　象：満３歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合（保育認定）

利用先：保育所、認定こども園、地域型保育

【現状値】H26.4 月認可保育所入所児童数 3,587 人（0～2 歳の合計）

１・２歳の３号認定（認定こども園+保育所+地域型保育）　単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全体	①量の見込み	4,084	3,959	3,884	3,819	3,755
	②確保方策	3,073	3,531	3,945	3,945	3,945
	②－①	**−1,011**	**−428**	**61**	**126**	**190**
本庁地区	①量の見込み	1,522	1,473	1,436	1,403	1,370
	②確保方策	1,107	1,262	1,436	1,436	1,436
	②－①	**−415**	**−211**	**0**	**33**	**66**
真和志地区	①量の見込み	1,154	1,115	1,103	1,093	1,080
	②確保方策	936	1,021	1,121	1,121	1,121
	②－①	**−218**	**−94**	**18**	**28**	**41**
首里地区	①量の見込み	771	743	726	711	700
	②確保方策	525	671	746	746	746
	②－①	**−246**	**−72**	**20**	**35**	**46**
小禄地区	①量の見込み	637	628	619	612	605
	②確保方策	505	577	642	642	642
	②－①	**−132**	**−51**	**23**	**30**	**37**

【確保方策の内容】

認可保育所の創設、分園の設置、増改築による利用定員の拡大、認定こども園の普及整備により、「待機児童解消加速化プラン」が目指す平成 29 年度末までに不足分を確保します。

改定後

３号認定（１・２歳）（保育認定）

【対象】　満３歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育所、こども園、地域型保育事業所での保育を希望する場合

【実績値（平成 29 年 4 月）】

１歳児・２歳児　保育所 3,362 人、こども園 119 人、小規模保育事業 73 人、事業所内保育事業 91 人、未利用 178 人　計 3,823 人

１歳・２歳児の３号認定（保育所、こども園、地域型保育事業）単位：人

		平成 30 年度	平成 31 年度
市全体	①量の見込み	4,082	3,967
	②整備の現況	3,903	3,982
	③確保方策	4,027	4,153
	③－①	**-55**	**186**
本庁地区	①量の見込み	1,169	1,109
	②整備の現況	1,157	1,172
	③確保方策	1,157	1,172
	③－①	**-12**	**63**
真和志地区	①量の見込み	1,356	1,303
	②整備の現況	1,253	1,301
	③確保方策	1,322	1,370
	③－①	**-34**	**67**
首里地区	①量の見込み	638	622
	②整備の現況	687	675
	③確保方策	687	675
	③－①	**49**	**53**
小禄地区	①量の見込み	919	933
	②整備の現況	806	834
	③確保方策	861	936
	③－①	**-58**	**3**

【修正理由・根拠等】

量の見込みは、作業の手引きを参考に、認可外保育施設を利用する児童など、潜在的なニーズを考慮し、実態に近い量の見込みを算定するとともに、今後の量の確保を的確に行うため、見直しを行うものとします。

【確保方策の内容】

平成 31 年度までの定員整備予定により、市全体としての必要な量を確保します。地区ごとの量の見込みに留意し、必要な地区には、年齢ごとの定員の調整などをするほか、必要な施設の開設・事業の実施を検討します。

改定前

時間外保育事業

【事業内容】保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

【現状値】H25 年度認可保育所での延長保育実利用児童数 2,095 人

単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全体	①量の見込み	5,055	4,983	4,885	4,825	4,724
	②確保方策	5,055	4,983	4,885	4,825	4,724
	②－①	0	0	0	0	0
本庁地区	①量の見込み	1,569	1,530	1,500	1,466	1,426
	②確保方策	1,569	1,530	1,500	1,466	1,426
	②－①	0	0	0	0	0
真和志地区	①量の見込み	1,498	1,505	1,483	1,479	1,452
	②確保方策	1,498	1,505	1,483	1,479	1,452
	②－①	0	0	0	0	0
首里地区	①量の見込み	1,029	1,002	976	964	942
	②確保方策	1,029	1,002	976	964	942
	②－①	0	0	0	0	0
小禄地区	①量の見込み	959	946	926	916	904
	②確保方策	959	946	926	916	904
	②－①	0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

現在、各地区にある施設定員の範囲内で受入を増やし対応をしていきます。

改定後

時間外保育事業

【事業内容】　保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所、こども園などで保育を実施する事業です。

【現状値(平成 28 年度)】　保育所、こども園での利用児童数　5,065 人

単位：人

		平成 30 年度	平成 31 年度
市全体	①　量の見込み	7,227	7,057
	②　確保方策	6,759	7,057
	②－①	-468	0
本庁地区	①　量の見込み	2,081	2,032
	②　確保方策	2,081	2,032
	②－①	0	0
真和志地区	①　量の見込み	2,341	2,286
	②　確保方策	2,145	2,286
	②－①	-196	0
首里地区	①　量の見込み	1,193	1,165
	②　確保方策	1,193	1,165
	②－①	0	0
小禄地区	①　量の見込み	1,612	1,574
	②　確保方策	1,340	1,574
	②－①	-272	0

【修正理由・根拠等】

平成 28 年度の現状値に対し、保育認定（2 号・3 号認定）の児童数に比例して、時間外保育利用者も増減するものとして、量の見込みを修正します。

【確保方策の内容】

既存の保育所、こども園に加え、新規の施設等において事業を実施します。

改定前

放課後児童健全育成事業

【事業内容】保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。

【現状値】H26 年 5 月実績　低学年　2,437 人 高学年　435 人

低学年

単位:人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全体	①量の見込み	3,173	3,167	3,218	3,170	3,165
	②確保方策	2,637	2,817	2,997	3,165	3,165
	②-①	-536	-350	-221	-5	0
本庁地区	①量の見込み	1,031	1,041	1,046	1,028	1,007
	②確保方策	946	981	1,017	1,023	1,007
	②-①	-85	-60	-29	-5	0
真和志地区	①量の見込み	976	962	989	977	1,014
	②確保方策	704	779	860	977	1,014
	②-①	-272	-183	-129	0	0
首里地区	①量の見込み	617	617	628	620	607
	②確保方策	493	528	565	620	607
	②-①	-124	-89	-63	0	0
小禄地区	①量の見込み	549	547	555	545	537
	②確保方策	494	529	555	545	537
	②-①	-55	-18	0	0	0

高学年

単位:人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全体	①量の見込み	873	876	865	870	867
	②確保方策	363	383	403	435	635
	②-①	-510	-493	-462	-435	-232
本庁地区	①量の見込み	174	174	174	176	178
	②確保方策	115	120	125	130	170
	②-①	-59	-54	-49	-46	-8
真和志地区	①量の見込み	309	313	312	323	318
	②確保方策	80	85	90	100	165
	②-①	-229	-228	-222	-223	-153
首里地区	①量の見込み	252	252	245	237	237
	②確保方策	90	95	100	110	170
	②-①	-162	-157	-145	-127	-67
小禄地区	①量の見込み	138	137	134	134	134
	②確保方策	78	83	88	95	130
	②-①	-60	-54	-46	-39	-4

【確保方策の内容】

市内全体で毎年５クラブ（約 200 人）ずつ増やしていきます。

改定後

放課後児童健全育成事業

【事業内容】　保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。

【現状値（平成 29 年 4 月）】　低学年　3,586 人　高学年　691 人

低学年　単位：人

		平成 30 年度	平成 31 年度
市全体	①量の見込み	3,785	3,785
	②確保方策	3,688	3,785
	②－①	-97	0

高学年　単位：人

		平成 30 年度	平成 31 年度
市全体	①量の見込み	730	730
	②確保方策	712	730
	②－①	-18	0

合計　単位：人

		平成 30 年度	平成 31 年度
市全体	①量の見込み	4,515	4,515
	②確保方策	4,400	4,515
	②－①	-115	0

【修正理由・根拠等】

提供区域については、同事業は、主に小学校区を単位としており、4 行政区とは一致しないことなどから、量の見込み及び確保方策とも市全体での表記に修正します。

また、量の見込みは、5 歳児の 2 号認定数を基礎数に 1 年生から 2 年生への減少率を乗じて 1 年生の見込みを算出し、各学年の見込みは、現状の進級に伴う減少率を乗じて算出します。その結果、現計画より量の見込みが増となります。

【確保方策の内容】

平成 31 年度までに、支援の単位毎の受け入れ人数の増員及び支援の単位の増等により、量の見込みに対応します。

改定前

子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業内容】保護者の病気などにより、家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に那覇市母子生活支援センター「さくら」において、一定期間養育を行う事業です。

【現状値】那覇市首里の那覇市母子生活支援センター「さくら」、１か所にて実施。
H25 年度延べ利用数実績 58 人（人日）

単位：人日

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全体	①量の見込み	4,052	3,977	3,896	3,831	3,740
	②確保方策	4,052	3,977	3,896	3,831	3,740
	②－①	0	0	0	0	0

【確保方策の内容】
既存の事業により量の見込みに対して確保を行うと同時に、新たなニーズに対しては、現状の提供体制を踏まえながら対応していきます。

改定後

子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業内容】　保護者の病気などにより、家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に那覇市母子生活支援センター「さくら」において、一定期間養育を行う事業です。

【現状値】H28 年度利用数実績 54 人

		平成 30 年度	平成 31 年度
市全体	① 量の見込み	４２３	４２３
	② 確保方策	４２３	４２３
	②－①	０	０

【修正理由・根拠等】

・計画値と事業実績値に非常に大きな差異（10 倍以上）があるため実績値に近い過去最大の平成 26 年度の値へ修正します。

【過去 5 年の実績】

平成２４年度実績　　利用日数３４７日（人日）
平成２５年度実績　　利用日数３０３日（人日）
平成２６年度実績　　利用日数４２３日（人日）
平成２７年度実績　　利用日数２２８日（人日）
平成２８年度実績　　利用日数２９５日（人日）

【確保方策の内容】

母子生活支援センター「さくら」の施設を利用して事業を実施していますが、平成 28 年度の利用率については未だ余地があることから、さくら一カ所を引き続き利用して実施します。

既存の事業により量の見込みに対して確保を行うと同時に、新たなニーズに対しては、現状の提供体制を踏まえながら対応します。

改定前

地域子育て支援拠点事業

【事業内容】公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や育児相談等を実施し、育児不安等の解消を図るための事業です。

【現状値】平成 25 年度延べ利用人数

・地域子育て支援センター　7 か所　52,135　人（人回）

・つどいの広場事業　10 か所　26,978　人（人回）

単位：人回、か所

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
市全体	① 量の見込み	13,835	13,478	13,029	13,029	12,812
	② 確保方策	17 か所	17 か所	17 か所	17 か所	17 か所
	②－①	0	0	0	0	0
本庁地区	① 量の見込み（実績）	4,437	4,304	4,2003	4,101	4,005
	② 確保方策	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所
	②－①	0	0	0	0	0
真和志地区	① 量の見込み（実績）	4,520	4,405	4,358	4,311	4,259
	② 確保方策	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所
	②－①	0	0	0	0	0
首里地区	① 量の見込み（実績）	2,447	2,369	2,319	2,274	2,234
	② 確保方策	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所
	②－①	0	0	0	0	0
小禄地区	① 量の見込み（実績）	2,431	2,400	2,369	2,343	2,314
	② 確保方策	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所
	②－①	0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

現在ある各地区の子育て支援センターにおける利用実績等も踏まえ、量の見込みに対応して行います。

改定後

地域子育て支援拠点事業

【事業内容】公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や育児相談等を実施し、育児不安等の解消を図るための事業です。

【現状値】平成 28 年度利用述べ人数

・地域子育て支援センター　8 か所　66,691 人

・つどいの広場事業　10 か所　37,316 人

単位：人、か所

		平成 30 年度	平成 31 年度
市全体	**① 量の見込み**	99,889	97,891
	② 確保方策		97,891
	③ 確保のための施設数	18 ヶ所	18 ヶ所
	②－①	**0**	**0**
本庁地区	① 量の見込み	31,705	31,071
	② 確保方策	5 か所	5 か所
	②－①	**0**	**0**
真和志地区	① 量の見込み	18,030	17,669
	② 確保方策	5 か所	5 か所
	②－①	**0**	**0**
首里地区	① 量の見込み	17,550	17,199
	② 確保方策	3 か所	3 か所
	②－①	**0**	**0**
小禄地区	① 量の見込み	32,604	31,952
	② 確保方策	5 か所	5 か所
	②－①	**0**	**0**

修正理由・根拠等

当初は平成 25 年度に実施したニーズ調査を基に量の見込みを算出していますが、平成 28 年度までの実績値と大きく乖離しているため、量の見込みを実績に合わせて見直します。

認可保育所の利用人数の増加に伴い、地域子育て支援拠点の利用者は減少傾向にあり、当面は減少する見込みです。

【確保方策の内容】

各地区にある「地域子育て支援センター」及び「つどいのひろば」における利用実績等を踏まえ、量の見込みに対応していきます。

改訂前

一時預かり事業、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業を除く]）

【事業内容】家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【現状値】平成 25 年度那覇市立幼稚園における預かりの通年利用者の年間延べ利用人数 362,880 人日

幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（１号認定）

単位:人日

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全体	①量の見込み	3,995	3,973	3,882	3,844	3,756
	②確保方策	3,995	3,973	3,882	3,844	3,756
	②－①	0	0	0	0	0
本庁地区	①量の見込み	1,377	1,350	1,328	1,300	1,260
	②確保方策	1,377	1,350	1,328	1,300	1,260
	②－①	0	0	0	0	0
真和志地区	①量の見込み	858	890	873	878	856
	②確保方策	858	890	873	878	856
	②－①	0	0	0	0	0
首里地区	①量の見込み	247	242	235	234	227
	②確保方策	247	242	235	234	227
	②－①	0	0	0	0	0
小禄地区	①量の見込み	1,513	1,491	1,446	1,432	1,413
	②確保方策	1,513	1,491	1,446	1,432	1,413
	②－①	0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

従来の幼稚園における預かり保育で量の見込みに対して対応を行います。

改定後

一時預かり事業（幼稚園型）

【事業内容】家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼児について主として昼間においてこども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業のうち、幼稚園等で主に在園児（教育標準時間認定の子ども（１号認定子ども））を対象に教育課程修了後に行う一時預かり事業（幼稚園型）です。

幼稚園・こども園における在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）

【現状値】平成 28 年度 5,909 人

単位：人

		平成 30 年度	平成 31 年度
市全体	①量の見込み	8,185	9,925
	②確保方策	8,185	9,925
	②－①	0	0
本庁地区	①量の見込み	2,474	2,970
	②確保方策	2,474	2,970
	②－①	0	0
真和志地区	①量の見込み	2,907	3,369
	②確保方策	2,907	3,369
	②－①	0	0
首里地区	①量の見込み	1,141	1,296
	②確保方策	1,141	1,296
	②－①	0	0
小禄地区	①量の見込み	1,663	2,290
	②確保方策	1,663	2,290
	②－①	0	0

【修正理由・根拠等】

当初の計画では、公立幼稚園の認定こども園への移行を想定していなかったため、見直しにあたっては、平成 28 年度のこども園・幼稚園の一時預かりの利用状況から推計しました。

【確保方策の内容】

公立幼稚園及び私立幼稚園、認定こども園での量の見込みに対応します。

改定前

２号認定による利用

単位：人日

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全体	①量の見込み	281,723	281,096	274,962	272,764	265,713
	②確保方策	281,723	281,096	274,962	272,764	265,713
	②－①	0	0	0	0	0
本庁地区	①量の見込み	93,643	91,793	90,326	88,381	85,670
	②確保方策	93,643	91,793	90,326	88,381	85,670
	②－①	0	0	0	0	0
真和志地区	①量の見込み	83,917	87,014	85,387	85,859	83,681
	②確保方策	83,917	87,014	85,387	85,859	83,681
	②－①	0	0	0	0	0
首里地区	①量の見込み	51,173	50,079	48,600	48,363	46,884
	②確保方策	51,173	50,079	48,600	48,363	46,884
	②－①	0	0	0	0	0
小禄地区	①量の見込み	52,990	52,210	50,649	50,161	49,478
	②確保方策	52,990	52,210	50,649	50,161	49,478
	②－①	0	0	0	0	0

【確保方策の内容】
従来の幼稚園における預かり保育で量の見込みに対して対応を行います。

改定後

公立幼稚園の通年利用の預かり保育

【現状値】平成 28 年度 350,160 人

単位：人日

		平成 30 年度	平成 31 年度
市全体	①量の見込み	174,480	0
	②確保方策	174,480	0
	②－①	**0**	**0**
本庁地区	①量の見込み	64,080	0
	②確保方策	64,080	0
	②－①	**0**	**0**
真和志地区	①量の見込み	44,880	0
	②確保方策	44,880	0
	②－①	**0**	**0**
首里地区	①量の見込み	30,240	0
	②確保方策	30,240	0
	②－①	**0**	**0**
小禄地区	①量の見込み	35,280	0
	②確保方策	35,280	0
	②－①	**0**	**0**

【修正理由・根拠等】

当初の計画では、「一時預かり事業、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業を除く]）」として、まとめて計画していましたが、見直し後は、公立幼稚園における推定２号認定児の利用状況を抜き出し計上しています。

平成 28 年度　1,459 人×20 日×12 月＝350,160 人日

平成 29 年度　1,237 人×20 日×12 月＝296,880 人日

平成 30 年度　　727 人×20 日×12 月＝174,480 人日

【確保方策の内容】

公立幼稚園の認定こども園移行に伴い、平成 30 年度で量の見込みが０になります。

改定前

幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外

【現状値】平成 25 年度保育所における一時預かり実績 23 か所
年間延べ利用児童数 20,855 人（人日）

単位:人日

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全体	①量の見込み	51,768	51,005	50,011	49,383	48,367
	②確保方策	51,768	51,005	50,011	49,383	48,367
	②－①	0	0	0	0	0
本庁地区	①量の見込み	17,440	17,000	16,655	16,278	15,841
	②確保方策	17,440	17,000	16,655	16,278	15,841
	②－①	0	0	0	0	0
真和志地区	①量の見込み	13,937	13,983	13,781	13,740	13,486
	②確保方策	13,937	13,983	13,781	13,740	13,486
	②－①	0	0	0	0	0
首里地区	①量の見込み	6,886	6,703	6,532	6,455	6,298
	②確保方策	6,886	6,703	6,532	6,455	6,298
	②－①	0	0	0	0	0
小禄地区	①量の見込み	13,505	13,319	13,043	12,910	12,742
	②確保方策	13,505	13,319	13,043	12,910	12,742
	②－①	0	0	0	0	0

【確保方策の内容】
従来の保育所における一時預かり保育並びに従来の幼稚園における預かり保育で量の見込みに対して対応を行います。

改定後

保育所における一時預かり事業

【現状値】平成 28 年度保育所における一時預かり実績：18,250 人

単位：人

		平成 30 年度	平成 31 年度
市全体	①量の見込み	16,471	15,647
	②確保方策	16,471	15,647
	②－①	0	0
本庁地区	①量の見込み	4,495	4,270
	②確保方策	4,495	4,270
	②－①	0	0
真和志地区	①量の見込み	3,881	3,687
	②確保方策	3,881	3,687
	②－①	0	0
首里地区	①量の見込み	4,938	4,691
	②確保方策	4,938	4,691
	②－①	0	0
小禄地区	①量の見込み	3,157	2,999
	②確保方策	3,157	2,999
	②－①	0	0

【修正理由・根拠等】

当初は平成 25 年度に実施したニーズ調査を基に量の見込みを算出していますが、28 年度までの実績値と大きく乖離しているため、量の見込みを実績に合わせて見直します。

全体として減少傾向にあります。

【確保方策の内容】

各保育所において必要な量の見込みに対応します。

改定前

病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業]）

【事業説明】病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

【現状値】平成 25 年度事業実績

3 か所　年間延利用児童数 2,369 人（人日）

単位：人日

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全体	①量の見込み	7,723	7,627	7,479	7,395	7,251
	②確保方策	7,723	7,627	7,479	7,395	7,251
	②－①	0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

既存の事業により量の見込みに対して確保を行うと同時に、新たなニーズに対しては、現状の提供体制を踏まえながら対応していきます。

【参考：平成 26 年度 6 月現在】

	実施病院・施設		
名称	安謝小児クリニック こどもデイケアセンター	こくらクリニック 小児健康支援センター	那覇市母子生活支援センター さくら（はるはうす）
連絡先	869-0600(木曜日 864-1616)	855-1020	886-8808
所在地	字安謝 215-1	古波蔵 3-8-28	首里鳥堀町 4-99
利用時間	月～土 8:30～18:00（要予約）	月～金 9:00～18:00 土 9:00～13:00	月～土 8:00～18:00
利用料金	2,000 円（保育料・食費込）※診療費は別途	2,000 円（保育料・食費込）、半日 1,300 円※診療費は別途	2,000 円（保育料・食費込）
利用期日	※原則として 7 日まで。ただし、必要に応じて 7 日を超えて一時保育を行うことができます。		

改定後

病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業]）

【事業説明】病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

【現状値】平成 28 年度利用述べ人数

病児保育事業：2,517 人、ファミリーサポートセンター：601 人

単位：人

		平成 30 年度	平成 31 年度
病児保育事業	① 量の見込み	3,851	3,760
	② 確保方策	2,850	3,760
	②－①	-1001	0
ファミリーサポートセンター	① 量の見込み	788	788
	② 保方策	788	788
	②－①	**0**	**0**

【修正理由・根拠等】

当初計画値と事業実績値が乖離していたため、各事業に分けて見直すこととし、病児保育事業については、実績値に施設の事情により受け入れ出来なかった人数を加えるとともに、潜在的な需要を想定して修正します。

ファミリーサポートセンター事業については、平成２５年度以降で利用者が最も多かった平成２７年度の実績を量の見込みとします。

【確保方策の内容】

病児保育事業を実施している施設における受け入れ可能人数を増やすことで、量の見込みに対応します。施設増についても検討します。

ファミリーサポートセンターについては、委託事業者において量の見込みに対応します。

【参考：平成 29 年度 6 月現在】

	実施病院・施設		
名称	安謝小児クリニック こどもデイケアセンター	こくらクリニック 小児健康支援センター	那覇市 母子生活支援センターさくら （はるはうす）
連絡先	869-0600(木曜日 864-1616)	855-1020	886-8808
所在地	字安謝 215-1	古波蔵 3-8-28	首里鳥堀町 4-99
利用時間	月～土 8:30～18:00（要予約）	月～金 9:00～18:00 土 9:00～13:00	月～土 8:00～18:00
利用料金	2,000 円（保育料・食費込） ※診療費は別途	2,000 円（保育料・食費込）、 半日 1,300 円 ※診療費は別途	2,000 円（保育料・食費込）
利用期日	※原則として 7 日まで。ただし、必要に応じて 7 日を超えて一時保育を行うことができます。		

改定前

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業[就学児のみ]）

【事業内容】乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【現状値】平成 25 年度事業実績（延利用数） 9,536 人（人日）

低学年

単位：人日

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全体	①量の見込み	323	325	329	323	317
	②確保方策	323	325	329	323	317
	②－①	0	0	0	0	0

【確保方策の内容】
量の見込みを測ることが難しく、現状のファミリー・サポート・センター事業の実績値（低学年・高学年の合計）を「量の見込み」及び「確保方策」とします。

高学年

単位：人日

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全体	①量の見込み	0	0	0	0	0

【確保方策の内容】
ニーズ調査時点においては、当該事業の量の見込みは確認されませんでしたが、計画期間中にニーズが認められる際には、現状のファミリー・サポート・センターにおいて対応します。

【参考：那覇市ファミリーサポートセンター（平成 26 年 11 月現在）】

所在地	那覇市金城 3-5-4（那覇市総合福祉センター2 階）
対象児童	0 歳～小学生まで
（事務局）開所時間	9:00～18:00（月～金）
基本料金	1 時間 600 円から ※利用時間帯及び活動内容によっては異なる場合があります。

改定後

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業[就学児のみ]）

【事業内容】乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【現状値】平成 28 年度利用述べ人数：2,285 人

単位：人

		平成 30 年度	平成 31 年度
低学年	① 量の見込み	1,885	1,932
	② 確保方策	1,885	1,932
	②－①	0	0
高学年	① 量の見込み	516	529
	② 確保方策	516	529
	②－①	0	0

【修正理由・根拠等】

当初は 25 年度に実施したニーズ調査を基に量の見込みを算出していますが、28 年度までの実績値と大きく乖離しているため、量の見込みを実績に合わせて見直します。

事業全体の利用者は横ばいで推移していますが、就学児に関しては、増加傾向にあります。

【確保方策の内容】

現状のファミリーサポートセンター事業の利用実績等を踏まえ、量の見込みに対応していきます。

改定前

利用者支援事業

【事業内容】子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

ニーズ調査等から本事業の『量の見込み』を把握することが困難な状況にあります。

【現状値】実施しておらず、現状値は無い。

単位:箇所

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
確保方策	市全体	1	6	6	6	6
	本庁地区	1	3	3	3	3
	真和志地区	0	1	1	1	1
	首里地区	0	1	1	1	1
	小禄地区	0	1	1	1	1

【確保方策の内容】
市内６か所に予定される拠点保育所を候補施設として、同機能を整備していきます。

改定後

利用者支援事業

【事業内容】子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保険・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう相談や情報提供､助言等を行うとともに､関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

母子保健型として、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの相談に応じるとともに母子保健サービスに関する情報提供を行うなど、関係機関と連携して支援を行います。

基本型としては、教育・保育施設、地域子育て支援拠点等と連携し子育てに関する様々な相談に応じ、適切なアドバイスや情報提供を行い、出産後から就学前まで切れ目のない支援を実施します。

【現状値】平成 28 年度事業実施する拠点数：０か所

単位：か所

		平成 30 年度	平成 31 年度
確保方策	市全体	2	2

【修正理由・根拠等】

利用者支援事業を平成 30 年度から設置の｢子育て世代包括支援センター｣の中で実施します。

同センターの整備計画に合わせて、量の見込みを行います。

【確保方策の内容】

平成 30 年度は、本庁舎にて基本型を、保健所にて母子保健型を、子育て世代包括支援センターとして実施します。

改定前

乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【現状値】平成 25 年度実績 2,963 件

単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全体	①量の見込み	2,868	2,821	2,779	2,733	2,685
	②確保方策	2,868	2,821	2,779	2,733	2,685
	②－①	0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

実績数を確保方策とし、これまで通り全ての対象に対して事業を実施します。

改定後

乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【現状値】平成 28 年度実績 2,863 件

		平成 30 年度	平成 31 年度
市全体	① 量の見込み	3,096	3,040
	② 確保方策	3,096	3,040
	②－①	0	0

【修正理由・根拠等】

量の見込み、確保方策については、住民基本台帳の推計（全ての対象者数）に基づいて修正します。

毎年 3,000 名以上の対象者がある中で、訪問を拒否する、連絡が取れないといった難しい世帯もありますが、本市としては保健師で対応するなど、引き続き訪問実数、訪問率上昇を目指してまいります。

＊　出生数の推移

平成 24 年度　３，５０８人
平成 25 年度　３，５１６人
平成 26 年度　３，３３５人
平成 27 年度　３，３３８人
平成 28 年度　３，２２０人

【確保方策の内容】
当該事業の対象となる全ての家庭に対して事業を実施します。

改定前

養育支援訪問事業

【事業内容】養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【現状値】平成 25 年度実績 78 人

単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全体	①量の見込み	63	62	62	61	61
	②確保方策	63	62	62	61	61
	②－①	0	0	0	0	0

【確保方策の内容】
実績数を確保方策とし、これまで通り、乳幼児家庭全戸訪問事業を通じて、当該事業の対象となる全ての家庭に対して事業を実施します。

改定後

養育支援訪問事業

【事業内容】養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【現状値】平成 28 年度実績 61 人

		平成 30 年度	平成 31 年度
市全体	① 量の見込み	70	70
	② 確保方策	70	70
	②－①	0	0

【修正理由・根拠等】

事業実績値にあわせて変更します。

【確保方策の内容】

当該事業の対象となる全ての家庭に対して事業を実施します。

改定前

妊婦健診

【事業説明】妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【現在値】平成 25 年度受診者実績（実人員）7,810　人

（母子手帳の交付者数が対象者となりますが、出産までの期間が次年度にかかることもあるため、受診実人数には過年度交付者も一部含まれます。）

単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全体	①量の見込み	3,666	3,647	3,628	3,587	3,547
	②確保方策	3,666	3,647	3,628	3,587	3,547
	②－①	0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

実績数を確保方策とし、これまで通り全ての対象に対して事業を実施します。

改定後

妊婦健康診査事業

【事業説明】母子(親子)健康手帳とあわせて妊婦健康診査受診票を交付し、妊婦の健診に係る費用を交付負担し、経済的負担の軽減を図る事によって、安心して妊娠・出産ができる体制を確保するための事業

【現状値】平成 28 年度受診者実績(実人員)　5,560 人

単位：人

		平成 30 年度	平成 31 年度
市全体	①量の見込み	5,388	5,264
	②確保方策	5,388	5,264
	②－①	0	0

【修正理由・根拠等】

妊婦健康診査受診者数は、複数年度にわたり妊娠継続している妊婦が含まれている他、妊娠中に転入し妊婦健康診査を受診した妊婦、妊娠中に妊婦健康診査を受診したがその後転出した妊婦が含まれており、この分が 0 歳児推計数よりも多くなっています。

過去の妊婦健康診査受診実人数は、平成 27 年度は 0 歳児の推計数の 1.82 倍、平成 28 年度は 1.79 倍となっています。

減少傾向である事を踏まえ、今後の見込み数としては、0 歳児の推計数の 1.79 倍とします。

※　0 歳児の推計数

平成 29 年度 3,070 人、平成 30 年度 3,010 人、平成 31 年度 2,942 人

【確保方策の内容】

当該事業の対象となる全ての家庭に対して事業を実施します。

改定前

実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【実績値】実施しておらず、現状値は無い。

【量の見込み及び確保方策の内容】

必要に応じて当該事業を実施します。

改訂後

実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき給食の提供を受けた場合において、1 号認定保護者が支払う給食費の一部を補足給付することにより、これらの者の経済的な負担の軽減を図る事業です。

【現状値】平成 28 年度実績：3 人

平成 29 年度実績：3 人（4 月 1 日現在）

単位：人

		平成 30 年度	平成 31 年度
市全体	① 量の見込み	33	51
	② 確保方策	33	51
	②－①	0	0

【修正理由・根拠等】

平成 28 年 10 月よりこども園・幼稚園（天久）に通う 1 号認定児の世帯で第 1 階層（生活保護世帯）の世帯に対し、副食費分（限度額：月 4,500 円）を減額免除しております。平成 28 年 5 月のこども園・幼稚園の階層区分で推計しています。

※実費徴収に係る補足給付事業として、国の補助金を活用し、１号認定児世帯の生活保護世帯に対して副食費相当額分の減額免除を行います。なお、第 2 階層世帯には、「沖縄県子どもの貧困対策推進交付金」を活用し、減額免除を行います。

【確保方策の内容】
必要な量の見込みに対応します。

改定前

多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業内容】特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【実績値】実施しておらず、現状値は無い。

【量の見込み及び確保方策の内容】
必要に応じて当該事業を実施します。

改定後

多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

（１）新規参入施設等への巡回支援

【事業内容】**公立幼稚園から移行する公私連携こども園や、認可外施設の認可予定の施設など、**新規参入事業者（施設）に対して、保育士及び教諭経験者など業務経験のあるものを活用した巡回支援等を行います。

【実績値】平成 28 年度実績：7 か所
（公私連携こども園：7 か所）

単位：か所

		平成 30 年度	平成 31 年度
市全体	① 量の見込み	３２	１７
	② 確保方策	３２	１７
	②－①	0	0

【修正理由・根拠等】
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業については、（１）新規参入施設等への巡回支援、（２）認定こども園において特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築する事業の二つの事業に分けて、それぞれ実績に基づき量の見込みと確保方策を算定します。

【確保方策の内容】
必要な全施設に対して対応します。

多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

（２）認定こども園において特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築する事業

【事業内容】健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業。事業補助の要件として、特別な支援が必要な子どもを２名以上受入れており、かつ、その子どもの教育・保育を担当する職員を加配していることが補助要件であり、加配職員の費用として1号認定の子ども１人に対し月々65,300円を補助します。

２号認定児に対しては、保育園で行っている事業（市単独予算）で補助します。

【実績値】平成 28 年度実績：2 人

平成 29 年度実績：1 人（4 月 1 日現在）

単位：人

		平成 30 年度	平成 31 年度
市全体	③ 量の見込み	37	55
	④ 確保方策	37	55
	②－①	0	0

【修正理由・根拠等】

当初の計画では、認定こども園への移行を想定していなかったため平成 29 年度の幼稚園において特別な支援を要する園児数から推計しました。

平成 28 年度より公立幼稚園を認定こども園へ移行させており、平成 31 年度にすべての幼稚園は認定こども園へ移行します。その事に伴い、1 号認定児の特別な支援を要する園児数が増加します。

【確保方策の内容】

公立幼稚園の認定こども園移行に伴う量の見込みに対応します。

改定前

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【事業内容】要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

【実績値】平成 25 年度の個別支援会議開催実績 121 回

【量の見込み及び確保方策の内容】

必要に応じて当該事業を実施します。

改定後

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【事業内容】要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

【実績値】平成 28 年度の個別支援会議開催実績 135 回

【修正理由・根拠等】

実績値を変更します。

【量の見込み及び確保方策の内容】

必要に応じて当該事業を実施します。

第５章　その他本市で必要とする関連事項

１．那覇市放課後子ども総合プラン行動計画　省略

第６章　計画の推進

改定前

３．今後の課題

計画の策定にあたっては、本市の子ども・子育てに関する課題であると認識されながらも、策定趣旨又は時間的な制約等により、その対応や方向性を示すことができない事項についても次のとおり確認されました。

これらについては、今後計画を推進する上での課題として位置づけた上で、追記等を検討していきたいと思います。

〇認可外保育施設に在籍する児童、保護者、及び施設への支援に関すること。

〇新制度における保育施設および地域子育て支援施設としての、公立幼稚園のあり方に関すること。

〇保育士の確保に関すること。

改定後

３．今後の課題

計画の策定にあたっては、本市の子ども・子育てに関する課題であると認識されながらも、策定趣旨又は時間的な制約等により、その対応や方向性を示すことができない事項についても次のとおり確認されました。

（１）認可外保育施設は、依然として待機児童の受け皿としての役割を担っていることから、給食の支援など在籍する児童、保護者への支援に引き続き取り組むこと。

（２）公立幼稚園は、認定こども園への移行に伴い、新制度における教育・保育施設および地域子育て支援施設としての役割を担うことがもとめられており、利用しやすいサービスの提供につとめること。

（３）保育士の確保は、本計画の実現にむけての喫緊の課題であり、処遇改善及び健康・人的環境・福利厚生の改善、働きやすい環境の整備など、事業者とともに取り組むとともに那覇市独自の施策を検討する。

那 覇 市 子 ど も ・ 子 育 て 支 援 事 業 計 画
那覇市 こどもみらい部 こども政策課
ＴＥＬ　098-861-2110　ＦＡＸ　098-917-0106